

平成28年(行ウ)第84号  
 大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償請求事件  
 原告 光城 敏雄 外4名  
 被告 大東市水道事業管理者職務代理者

平成29年9月20日

## 準備書面(6)

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵

正市



(主任)弁護士寺内則雄



頭書事件について、被告は、以下のとおり弁論を準備する。

## 記

第1 設計書(乙16)に「建築付帯設備工事」(乙17の電気設備工事及び機械設備工事。以下、本件設備工事)が漏れていた経緯について

大東市水道事業(以下、大東市水道局)は、①本件「灰塚配水ポンプ室築造工事」(以下、本件築造工事)の他、同築造工事に伴う②配管工事、③取り扱い撤去工事、④配水ポンプ設備工事、⑤電気計装工事等の設計について、株式会社関西コンサルタント(以下、株式会社を略す)に委託していたところ、同社は業務が多岐にわたることから、①の本件築造工事の意匠関係・構造関係・設備関係のうち、設備関係について図面作成のみを再委託(外注)していたところ、本件築造工事関係の担当者は作成された図面を外注先から受け取り、本件設備工事を書き漏らした乙16を作成して、

関西コンサルタントの上記①～⑤の関係書類の総括責任者に手交したが、本件設備工事が抜けていることを見落とし、設備部分の漏れた設計書（乙16）と設計図（図面目録、電気設備図及び機械設備図。乙36）を大東市水道局に提出してしまった。

## 第2 本件入札の続行について

大東市水道局が関西コンサルタントから設計書（乙16）に本件設備工事費の計上漏れの連絡を受けたのは、平成25年9月25日（水）であり（乙35），入札期日の10月2日まで土・日を含め6日しかない状況の中で、漏れていた上記工事費は同社によると4～500万円であるとのことで（乙35），予定価格1億4882万円の約2.6%～約3.3%であること、入札参加者は入札実施要領（乙3）により設計図書等入手可能であることなどから、入札の公正性、透明性、競争性の確保の面から本件入札を続行することに問題ないと判断して実施した。

## 第3 原告準備書面（5）について

原告は、「当該職員」である松本に対する請求は不真正愈る事実によるものであるとしても平成25年10月15日付本件契約及び平成26年4月1日付本件変更契約並びに同年11月14日付本件変更契約について、公文書公開請求を行い情報を得て一連の談合に基づく契約の一つの監査請求をしたのが平成28年1月8日になつたので地方自治法242条2項ただし書きの「正当理由」があると主張する。

しかし、原告光城敏雄は、大東市会議員として常時オンブズマン活動を行っており、情報公開請求によって本件築造工事に関する一連の資料を入手したのは平成27年2月27日であり、本件監査請求日はそれから10か月以上（平成26年4月1日付本件変更契約の締結後1年経過日から起算しても9カ月以上）が経過しており「正当理由」は認められない。

以 上